

# 9月定例会

令和7年第3回定例会が9月5日から19日までの15日間の会期で行われた。

初日(5日)は、令和7年度一般会計補正予算の専決処分を承認し、令和6年度決算認定10議案について決算特別委員会を設置し、その審査を付託した。また、条例の一部改正、令和7年度一般会計及び特別会計補正予算等12議案については提案理由の説明を受け常任委員会及び予算特別委員会に付託した。他に教育委員会委員1名の任命に同意した。

2日目(18日)は、4議員が一般質問を行った。

最終日(19日)は、令和6年度決算認定等について委員長から審査報告を受け、すべて原案のとおり認定した。そのほか、初日に上程された条例の一部改正や令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算等12議案についてもすべて原案のとおり可決した。また、追加上程された令和7年度一般会計補正予算及び高田中学校体育館空調設備設置工事の契約の締結について、質疑討論を経て議案のとおり可決した。さらに、議員発議による意見書についても可決した。

## 定例会の主な(総括)質疑内容

●令和6年度養老町一般会計歳入歳出決算認定(総括)

**問** 宅地等介在農地に対する課税の考え方は。

**答** 令和9年度に行う評価替えに向けて評価基準等を整備し課税していきたい。

※宅地等介在農地とは、農地法により宅地等への転用の届出・許可を受けた土地で、その後の賦課期日時点においても転用目的を達成していない土地をいう。

**問** 令和6年度は9回の補正予算が計上されたが、当初予算の意義がなくなり財政運営の一貫性が失われることを危惧するが見解は。

**答** 補正予算は、当初予算ではどうしても把握しきれない部分があるほか、清華苑の改修、コロナワクチン、低所得者への支給など、町民生活に直結する部分が多くあり、一概に回数が多い少ないとは言えないと考えている。

**問** 決算において一定額以上の不用額が発生した事業に対して、総合的にどのような検討を加えていくのか。

**答** 事業によっては相手方の事情や関係団体との様々な調整もあり、不用額が発生したやむを得ない事情がある事業もある。内部で十分精査しながら実施していきたい。

●令和6年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定(総括)

**問** 国民健康保険税の子どもに対する町独自の減免措置導入についての見解は。

**答** 子育て支援は大切な部分であるので、国民健康保険運営協議会の中でも議論しながら対応していきたい。

●令和6年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定(総括)

**問** 下水道事業経営の原則である独立採算制による使用料見直しの必要性について見解は。

**答** 下水道経営における維持管理費用に関して、現在の使用料では一般会計から補填なしでは賄えないので、受益者負担の観点から踏まえ、使用料の改定は必要であると考えている。

の物価高等を考慮して引き上げられたものと同じである。

●養老町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正

**問** 近年の育児休業の取得率は。

	男性	女性
R2年度	14.3%	100%
R3年度	0%	100%
R4年度	28.6%	100%
R5年度	27.3%	100%
R6年度	66.7%	100%

●養老町上下水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部改正

**問** 災害時に他の市町村が認められた水道事業者を利用できるようにする改正であるが、近隣市町も被災し依頼できない場合、県外なども対象となるのか。

**答** 県外も対象となる。

●養老町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正

**問** 部分休業を取得することができない職員とはどのような職員か。

**答** 年間勤務日が120日以下の非常勤職員は取得できない。

**問** 男性職員の育児休業取得率が低い原因についてどのように分析しているか。

**答** 取得するように促しているが、業務の繁忙期に重なるなどして取得できなかったケースがあったと考えている。

**要望** 取得しやすいような環境整備をしっかりと進めていただきたい。

●産業建設委員会へ付託された議案

**問** 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議

**問** 市町村会館組合の解散後、各基金の取扱いはどうなるか。

**答** ふれあい会館入居基金5億7369万円は、ふれあい会館に市町村関係団体が入居する時に、当時県下85町村の負担軽減を図ることを目的として、岐阜県町村会から指定寄附を受けためであり、組合が解散し寄附の目的が消滅したことにより、そのまま町村会へ返還される。特に町村に分配がある訳ではない。財政調整積立金約5200万円は、令和7年度軽自動車税特別調査事務市町村負担金の納入割合に応じ42市町村で分配されることとなっているが、その内訳は今後通知される。

●養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

**問** 今回の改正理由は。

**答** 地方自治法が一部改正されたことに伴い引用条項ずれが生じたため改正するもの。

●養老町上下水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部改正

**問** 災害時に他市町村長及び水道事業者、下水道事業者の管理者が指定した事業者による工事を可能とする改正であるが、実際に被災した場合の受け入れ体制の想定は。

**答** 上下水道においては、日本水道協会へ岐阜県支部及び岐阜県へ報告し、復旧工事や給水車等の支援を依頼する。県内の他の自治体が被災し対応不可能な場合には、岐阜県支部から中部支部本部への応援依頼がされる。

# 9月定例会

令和7年第3回定例会が9月5日から19日までの15日間の会期で行われた。

初日(5日)は、令和7年度一般会計補正予算の専決処分を承認し、令和6年度決算認定10議案について決算特別委員会を設置し、その審査を付託した。また、条例の一部改正、令和7年度一般会計及び特別会計補正予算等12議案については提案理由の説明を受け常任委員会及び予算特別委員会に付託した。他に教育委員会委員1名の任命に同意した。

2日目(18日)は、4議員が一般質問を行った。

最終日(19日)は、令和6年度決算認定等について委員長から審査報告を受け、すべて原案のとおり認定した。そのほか、初日に上程された条例の一部改正や令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算等12議案についてもすべて原案のとおり可決した。また、追加上程された令和7年度一般会計補正予算及び高田中学校体育館空調設備設置工事の契約の締結について、質疑討論を経て議案のとおり可決した。さらに、議員発議による意見書についても可決した。

## 定例会の主な(総括)質疑内容

●令和6年度養老町一般会計歳入歳出決算認定(総括)

**問** 宅地等介在農地に対する課税の考え方は。

**答** 令和9年度に行う評価替えに向けて評価基準等を整備し課税していきたい。

※宅地等介在農地とは、農地法により宅地等への転用の届出・許可を受けた土地で、その後の賦課期日時点においても転用目的を達成していない土地をいう。

**問** 令和6年度は9回の補正予算が計上されたが、当初予算の意義がなくなり財政運営の一貫性が失われることを危惧するが見解は。

**答** 補正予算は、当初予算ではどうしても把握しきれない部分があるほか、清華苑の改修、コロナワクチン、低所得者への支給など、町民生活に直結する部分が多くあり、一概に回数が多い少ないとは言えないと考えている。

**問** 決算において一定額以上の不用額が発生した事業に対して、総合的にどのような検討を加えていくのか。

**答** 事業によっては相手方の事情や関係団体との様々な調整もあり、不用額が発生したやむを得ない事情がある事業もある。内部で十分精査しながら実施していきたい。

●令和6年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定(総括)

**問** 国民健康保険税の子どもに対する町独自の減免措置導入についての見解は。

**答** 子育て支援は大切な部分であるので、国民健康保険運営協議会の中でも議論しながら対応していきたい。

●令和6年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定(総括)

**問** 下水道事業経営の原則である独立採算制による使用料見直しの必要性について見解は。

**答** 下水道経営における維持管理費用に関して、現在の使用料では一般会計から補填なしでは賄えないので、受益者負担の観点から踏まえ、使用料の改定は必要であると考えている。

の物価高等を考慮して引き上げられたものと同じである。

●養老町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正

**問** 近年の育児休業の取得率は。

	男性	女性
R2年度	14.3%	100%
R3年度	0%	100%
R4年度	28.6%	100%
R5年度	27.3%	100%
R6年度	66.7%	100%

●養老町上下水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部改正

**問** 災害時に他の市町村が認められた水道事業者を利用できるようにする改正であるが、近隣市町も被災し依頼できない場合、県外なども対象となるのか。

**答** 県外も対象となる。

●産業建設委員会へ付託された議案

**問** 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議

**問** 市町村会館組合の解散後、各基金の取扱いはどうなるか。

**答** ふれあい会館入居基金5億7369万円は、ふれあい会館に市町村関係団体が入居する時に、当時県下85町村の負担軽減を図ることを目的として、岐阜県町村会から指定寄附を受けためであり、組合が解散し寄附の目的が消滅したことにより、そのまま町村会へ返還される。特に町村に分配がある訳ではない。財政調整積立金約5200万円は、令和7年度軽自動車税特別調査事務市町村負担金の納入割合に応じ42市町村で分配されることとなっているが、その内訳は今後通知される。

●養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

**問** 今回の改正理由は。

**答** 地方自治法が一部改正されたことに伴い引用条項ずれが生じたため改正するもの。

●養老町上下水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部改正

**問** 災害時に他市町村長及び水道事業者、下水道事業者の管理者が指定した事業者による工事を可能とする改正であるが、実際に被災した場合の受け入れ体制の想定は。

**答** 上下水道においては、日本水道協会へ岐阜県支部及び岐阜県へ報告し、復旧工事や給水車等の支援を依頼する。県内の他の自治体が被災し対応不可能な場合には、岐阜県支部から中部支部本部への応援依頼がされる。

●令和7年度養老町一般会計補正予算(第6号)

**問** 養老公園シャトルバス関連費用に関する補正計上は、本来当初予算で計上されるべきと考えるが。

**答** 当初は上半期分しか計上しておらず、上半期に多くの利用者があったことを踏まえて下半期もイベント等で多くの利用が見込まれることから補正計上したものの。

**問** 小学校再編準備事業はコンサルへ委託されるが、学校の統廃合は地域における重大事項であり、住民を交えて議会、行政みなどで議論して結論を出すべきものが見解は。

**答** 町民から幅広く意見を聞くために10月から全小学校7校にて住民説明会を実施する。また、各学校で子

もたちの討論会の実施も予定している。コンサルには跡地利用など専門的な部分について助言を求めたいと考えている。

●契約(高田中学校体育館空調設備設置工事)の締結

**問** 体育館は天井が高く空調の効きが悪いが、空調効果は十分に確保されるのか。

**答** 請負業者としてしっかり協議しながら進めていく。

**要望** 十分精査のうえ進めていただきたい。

●令和7年度養老町一般会計補正予算(第7号) 賛成討論  
補正予算第6号の対象児童が拡充された補正であり、母子とも健康で出産されることを願うとともに、5千円のギフトカードを適切にお使いいただきたい。

●総務民生委員会へ付託された議案

●養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正

**問** 後援会活動に関するビラも公費負担対象となるか。また、ポスターとビラの上限枚数は。

**答** 選挙期間中に選挙管理委員会の許可を得て配布する選挙運動用のビラが対象となる。上限枚数は町長選挙は5000枚、町議会議員選挙は1600枚と定められている。

**問** ポスター作製費用に写真撮影や編集などの経費は含まれるのか。

**答** 印刷費のほかにデザイン料や写真撮影費なども含まれる。

●産業建設委員会へ付託された議案

●岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議

**問** 市町村会館組合の解散後、各基金の取扱いはどうなるか。

**答** ふれあい会館入居基金5億7369万円は、ふれあい会館に市町村関係団体が入居する時に、当時県下85町村の負担軽減を図ることを目的として、岐阜県町村会から指定寄附を受けためであり、組合が解散し寄附の目的が消滅したことにより、そのまま町村会へ返還される。特に町村に分配がある訳ではない。財政調整積立金約5200万円は、令和7年度軽自動車税特別調査事務市町村負担金の納入割合に応じ42市町村で分配されることとなっているが、その内訳は今後通知される。

●養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

**問** 今回の改正理由は。

**答** 地方自治法が一部改正されたことに伴い引用条項ずれが生じたため改正するもの。

●養老町上下水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部改正

**問** 災害時に他市町村長及び水道事業者、下水道事業者の管理者が指定した事業者による工事を可能とする改正であるが、実際に被災した場合の受け入れ体制の想定は。

**答** 上下水道においては、日本水道協会へ岐阜県支部及び岐阜県へ報告し、復旧工事や給水車等の支援を依頼する。県内の他の自治体が被災し対応不可能な場合には、岐阜県支部から中部支部本部への応援依頼がされる。